

令和8年度第8回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

- 日時 令和8年9月7日（月） 18：30～：20：15
- 場所 黒川町コミュニティセンター 研修室
- 出席委員 黒川町8名 牧島地区 9名
- 顧問 2名（市議）、調整 2名（コミセン長）
- アドバイザー 樋口教授
- 伊万里市 市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長
- 事業者 代表取締役、取締役

1. 開会

事務局：伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れがあり、許可している。

本日は、樋口アドバイザーにオンラインで参加いただき、事業者からも参加いただいている。

2. 会長挨拶

少し雨が降り給水制限が1週間延びたものの予断を許さない状況にある。
本日も議題の検討について、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いしたい。

3. 協議事項

(1) 環境保全協定(案)について

事務局：資料2について説明

会 長：事務局からの説明に対して、樋口アドバイザーより補足があれば、お願いしたい。

樋 口：廃棄物処理法の基準より厳しくされており、生活環境の保全上の支障もないと思われるため、妥当なところだと考える。

【質疑応答】

委 員：基準は厳しくなっているが、伊万里湾に流れ込んでいる河川と同じ水質のものを流してもらわないと湾が汚れる。次亜塩素酸で消毒を行うと、残留塩素が、土着菌まで殺してしまい水質をより悪くする。海水の入れ替りがあまりない湾の状況を考えると伊万里湾全体に影響が出ると考える。

樋 口：今回、環境アセスメントの報告書を見たが、法の基準値内で排水すれば問題ない。心配されることは理解できるが、全ての事業所から自然水と同じ状態で排水することは難しい。法の基準内であれば環境基準が守られるというのが日本だけでなく世界の基本的な考え方になる。先ほど話があった消毒剤の次亜塩素酸についても、排水事業者が残留塩素

の基準を守ることが原則となるので、排水基準が守られるのであれば問題ないので、住民がその辺の監視をきちんとすべきだと考える。

委員：伊万里湾の閉鎖的水域では、今の基準では湾が汚れるのは明確。瀬戸内海では河川と同じ基準で流すようになっていると記憶している。すぐそばに別の処分場ができる計画があるが、ここも同じところに流れてくるので、より基準を厳しくしてもらいたい。

樋口：感情としては分かるが、環境アセスの計算が正しければ、問題ない。ただ住民の方が心配であるようなら、カブトガニの生息地であり、科学では測れない部分もあるので、生物属性についても調べてみても良いのではないかと。そのようなやり方が望ましいが、法律の基準があるなかでは難しいと思われる。

委員：放流口23mで海水と同化するとのことであったが、牛乳を1リットル流してみたが、5分経ってもほとんど薄くならない。そのような海域だから厳しくして欲しい。

事業者：協定書の水質基準を守っていくためには、もっと低い数値で運転管理をすることで、多少ブレがあっても基準は絶対超えないようにする必要があると考えている。

委員：水質の重要項目について、法より厳しい基準が設けられているが、法の比較などそのそれに至った経緯として、今回の資料2も協定書の中に盛り込んでいただきたい。

事務局：先ほど、より厳しい基準を設けるべきという意見があったが、協議会としてどうするかを判断いただきたい。

顧問：市が企業と環境保全協定を締結している他のケースで、今回より厳しい基準の設定があるのか。

事務局：事業の形態によって、排出される有害物質の量にも差があるので、基準値にも幅がある。

委員：水質は厳しい基準が設けられている。協定書の中でも水質基準を遵守するために、余裕を持った管理目標値で水質管理を行うとなっている。事業者を信頼して、何かあった場合は対処してもらうことで良いのではないかと。伊万里湾の水質の悪化は現在の企業からの排水による部分も考えられる。そこは市できちんと検査、指導をしていただく必要がある。

委員：数値的なことははっきり分からないが、窒素と磷はさらに半分くらいの数値にできないか。また、視察先の大阪ではBOD（生物化学的酸素要求量）の測定もされていた。水質基準の項目に加えられるか。

樋口：河川から海域に放流するのであれば、BODを測定する必要があるが、今回は直接海域に放流されるので、CODの測定で良いと思う。

事業者：水質検査時の採水などには地元からの立ち合いもお願いし、結果は公開することとしているので、ご理解いただきたい。

委員：水質の24時間監視システムを導入されるので、そのデータをいつでも公開していただけるよう協定の中に加えて欲しい。

事業者：水質に不安な面があれば、水素イオン濃度、COD、窒素、磷の4項目はリアルタイムで観測しているので、いつでも施設に来ていただければ、公開できる。

事務局：第9条の第2項の「施設の公開に努める」の施設を施設等とすれば、水質データも含まれると解せるのでは。

委員：施設を施設等とし、その後に「水質データを含む」と記載して欲しい。

会長：水質基準について、事務局から提案があった原案どおりとしてよいか。
(異議なし)

事務局：資料1について説明

【質疑応答】

委員：地下水について、御坊リサイクルセンターでは3か所でボーリングをして井戸の検査をされていたので、こちらでもお願いしたい。

事業者：今回の処分場でも上流と下流で検査を行い、遮水シートが破れていないかの確認を行う。

樋口：意見として、年1回、法に定められた水質検査をされるが、個人的には四季を通じて4回検査をして欲しい。自動測定は誤差が生じるが、計量証明付きの検査にしないといけない。また底面の内側の法面について、県が審査をしているが、基準通り1：2の勾配にしてもらいたい。検査の立会いについては、細かいことになるが、検査の前日に雨が降っている場合は、正確なデータが取れないので、延期するなど取り決めておいた方が良いのでは。

(他に質問がないため、樋口アドバイザーはここで退席される。)

事業者：第三者に測定してもらい、計量証明付きの結果をもらう。月1回、法的機関で水素イオン濃度、COD、窒素、SSの4項目を測定する。地下水については、電気伝導率と塩化物イオンを測定することによって、遮水シートに損傷がないかを確認できる。年1回全項目を測るが、年1回しか測定しない訳ではないのでご理解いただきたい。処分場底部の内部法面については、樋口先生からアドバイスをもらったので、県に確認しながら対応をしていきたい。また、検査の立ち合いの前日に雨が降った場合は、日程を再度調整する。

会長：他になければ、次第4のその他について、前回の協議会で、跡地利用のため、土堰堤を削ることが可能かの確認があった。

事業者：視察先の和歌山県の御坊でそのような説明があったとのことだが、削るという行為は、覆土や中の廃棄物に影響があるので基本的にできない。和歌山県では埋立て完了後、廃止前に跡地の整備ができるとのことであったが、そこは許可権者である和歌山県がどう判断するかによる。佐賀県からは、廃止後にしか立ち入れないとのことであった。どのような形で跡地を利用するかによって、県の判断は変わってくると思われる。

顧問：土堰堤から国道側までの敷地も跡地利用できるのか。

事業者：利用できるが、廃止するまでは、排水処理設備を使用するので、利用が限られる。廃止後は設備を撤去するので広く使用できる。

委員：先ほど窒素を協定案の半分にできないかとお尋ねしたが。

事業者：ご心配は良く理解できるが、今の基準を超えないように、より低いところで管理をしていくので、ご理解いただきたい。

委員：了解した。事務局へのお願いとして、今後10年、20年先にどのような変化があったかを確かめるため、現時点での排水口付近の底質の分析をしていただきたい。

事務局：現在も数か所で伊万里湾の底質を調査しているが、放流口付近での調査が可能か委託業者への確認し、検討が必要となる。

委員：地域振興策について、環境保全協定案と同時に締結できればと地域振興策の協定案を事務局に提案したが、黒川、牧島各区長会でどう取り扱うかを検討されるとのことであった。私としてはこのメンバーで地域振興策についても協議した方が良く考える。両区長会でもそのような方向でお願いしたい。

会長：次に、前回要望があった地域振興策について事業者から提案等があればお願いしたい。

事業者よりパワーポイントを用いた説明あり。※資料なし
(提案例)

- ・地域行事、イベントへの参加支援：出店参加、企業ブース出展など
- ・子供（地域）教育：大学への特別講義、小学生対象の施設見学、出前授業など
- ・子供（地域）スポーツ支援：野球大会、バレーボール大会の主催
- ・地域清掃活動：小学校との合同清掃、地域との合同での清掃活動

委員：排水の件で拝川まで配管を回して排水できないかと大栄環境の当時の執行役をお願いした。そこまでしていただければ、水質について厳しく言う必要はない。

会長：その他、なければ事務局より今後の予定について確認を。

【次回日程の提案】

日時：令和8年9月28日(月) 18時30分から

場所：黒川コミュニティセンター

5. 閉会